

日高中部消防組合火災原因調査規程

(平成 9 年 7 月 1 日 訓令第 3 号)
平成 19 年 11 月 1 日 訓令第 11 号
平成 27 年 3 月 12 日 訓令第 2 号
令和 3 年 3 月 25 日 訓令第 3 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 章に基づく火災の原因の調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第 2 条 調査対象は、日高中部消防組合の管轄区域内において発生したすべての火災とする。

(調査の目的)

第 3 条 火災の原因の調査においては、火災が発生した消防対象物（以下「被災物」という。）の燃焼状況を観察して出火点を求め、発火源、着火物及びその相互間に燃焼現象が生じて火災となった原因を調査する他火災が拡大し、若しくは延焼した場合又は死傷者を生ずるに至った場合には、その理由を明らかにし、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の方法)

第 4 条 火災の原因の調査は、火災現場の観察、関係のある者に対する質問及び関係資料の収集等により被災物の出火前の状況、燃焼の程度、経路及び特徴等を明らかにして行わなければならない。

2 前項の調査にあつては、出火当時の気象状況、火災を覚知した時刻、関係のある者の供述等を参考にして行わなければならない。

(調査員の調査心得)

第 5 条 火災の原因の調査を命ぜられた職員（以下「調査員」という。）は、前条の調査方法が相互に密接な関係にあることを認識し、関係法令及び火災に関する諸事象を常に研究して調査技術の改善向上に努めなければならない。

2 調査員は、炎上中の現場において人命の救助又は危険物の燃焼等緊急に処置を講ずべき事項を発見したときは、直ちに必要な手段を講じなければならない。

(消防隊の現場心得)

第 6 条 消防隊は、消防活動にあつては被災前の状態を推知し得るよう細心の注意を払い、特に残火鎮滅に際して火元と認められる附近の物件を移動し、又は破壊するときは、移動又は破壊前の状態がわかるように処理しなければならない。

(現場の保存)

第 7 条 火災の現場の保存にあつては、調査に支障が生じないよう現場の変更の防止につとめ、やむをえない事由により変更する必要があるときは、写真、見取図等によってその状況を明らかにしておかななければならない。

第 2 章 火災現場の観察

(炎上中の調査)

第 8 条 調査員及び消防隊員は、出場途上及び炎上中の現場において火煙の色、臭い、燃焼の音等の特徴、火災の経過、関係者の動向その他必要な事項を把握しなければならない。

2 調査員及び消防隊員は、前項により把握した事項で原因の判定に必要と認められるものを出動時の見分調書（別記様式第1号）に記録しなければならない。

（鎮火後の観察）

第9条 調査員は、鎮火後の現場において次の各号に掲げる事項について詳細に観察しなければならない。

- (1) 被災物の被災の程度及び範囲
- (2) 被災物の形状
- (3) 焼損物の焼損の差異又は濃淡の状況
- (4) 焼損物の倒壊、埋積等の状況
- (5) 焼損物の変質、変化の状況
- (6) その他必要な事項

2 調査員は、前項により観察した事項を実況見分調書（別記様式第2号）に記載しておかなければならない。

3 前項の調書の作成にあつては、写真、図面等を添付するように努めなければならない。

（関係者の立会い）

第10条 調査員は、前条の観察にあつては関係者の立会いのうえ行うように努めなければならない。

第3章 質問

（質問の基本原則）

第11条 調査員は、被災物の出火前の状況、火気及び可燃物の使用管理の状況、火災の推移、居住者等の行動について、発見者、所有者等から任意に真実の供述を得るように努めなければならない。

2 調査員は、前項の供述を受けるにあつては、時期を失なわないよう現場その他適当な場所において直接経験した事項を聴取することができるよう心がけるとともに、被災者に対してはつとめて迷惑をかけないようにしなければならない。

（質問調書）

第12条 調査員は、前項により得た事項のうち原因の判定上必要と認められる事項について、質問調書（別記様式第3号）に記載しなければならない。

2 調査員は、質問調書を作成した場合は、供述者に署名を求めるものとする。ただし、供述者が署名を拒否した場合又は署名することが不可能な場合は、その旨を記入すること。

3 第1項の記録書の作成にあたり、必要な場合には図面等を添付するものとする。

（関係機関に対する照会）

第13条 調査員は、関係のある官公署に対し調査上照会する必要があるときは、火災調査事項照会書（別記様式第4号）により行わなければならない。

第4章 関係資料の収集等

（資料の収集）

第14条 調査員は、火災の原因の判定上必要と認められる資料の収集に努めなければならない。

（資料の提出命令）

第15条 前条の資料の提出を求めるときは、資料提出命令書（別記様式第5号）により行わなければならない。ただし、関係者から自発的に提出されるときはこの限りでない。

2 前項により提出された資料については、保管書（別記様式第6号）を関係者に交付しなければならない。ただし、関係者が所有権を放棄したものについては、この限りでない。

（試験）

第16条 調査員は、提出された資料について試験を行なったときは、その結果を試験結果書（別記様式第7号）に記載しておかなければならない。

(試験又は鑑定依頼)

第 17 条 試験員は、収集した資料又は特定事象について、火災の原因の判定上試験又は鑑定の必要があるときは、試験（鑑定）依頼書（別記様式第 8 号）により関係機関又は学識経験者に依頼しなければならない。

2 前項により保管書を交付した資料について試験又は鑑定を依頼する場合は、あらかじめ資料の所有者又は保管責任者から試験又は鑑定処分の承諾を得ておかななければならない。

(資料の保管)

第 18 条 第 14 条により提出された資料は、汚損、変質、変形等が生じないように慎重に取扱うとともに、保管書を交付した資料については資料保管台帳（別記様式第 9 号）に登載し、保管の状況を明確にしておかななければならない。

第 5 章 火災原因の判定

(原因の判定)

第 19 条 調査員は、火災現場の観察、質問及び収集した資料などにより知り得た事項に基づき火災原因となるあらゆる可能性について客観的かつ比較検討を加え、原因を判定しなければならない。

(火災原因判定書)

第 20 条 調査員は、前条により火災の原因を判定したときは、火災原因判定書（別記様式第 10 号）を作成しなければならない。

2 前項の判定書には、判定した出火原因、火災拡大の理由及び死傷者発生理由等判定に至った経過を系統的に記載しなければならない。

第 6 章 雑則

(指示の要請)

第 21 条 調査員は調査の経過において必要がある場合は、消防長（消防署長及び警防課長）に調査の状況を報告し、又は指示を受けなければならない。

(報告)

第 22 条 調査員は、調査中及び調査が終了したときは、調査の概要を消防長（消防署長及び警防課長）に報告しなければならない。

2 前項の報告すべき火災を覚知したときは、判明した事項について火災即報（別記様式第 11 号、別記様式第 11 号の 2）により、消防長（消防署長及び警防課長）に迅速な報告をしなければならない。

3 第 1 項の報告は、火災調査書（別記様式第 12 号）に原因の判定に関係のある書類並びに写真等の資料を添えて行なわなければならない。ただし、小規模な火災（部分焼及びぼや）の場合は、火災報告書（別記様式第 13 号）にかえることができる。

4 火災調査書には、防火管理等調査書（別記様式第 14 号）を添付しなければならない。ただし、小規模な火災（部分焼及びぼや）の場合は省略することができる。

(調査結果の活用)

第 23 条 調査員は、調査を終了したときは、そのつど調査の方法、過程等に反省検討を加えるとともに、調査によって得た各種の事項を整理して消防行政上の生きた資料として業務に活用するようしなければならない。

(損害の調査)

第 24 条 調査員は、火災により損害を受けた物品等を調査し、損害調査書（別記様式第 15 号）に記載するとともに、火災損害届出書（別記様式第 16 号）に基づき、損害の査定を行うものとする。

(り災証明)

第 25 条 罹災に関係のある者から、罹災証明の依頼があつた場合は、罹災証明願（別記様式第 17 号）により申請させ、当該火災の焼損状況等の事実に基づき、すみやかに罹災証明書を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。